

**業務及び財産の状況に関する説明書
【令和5年12月期】**

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

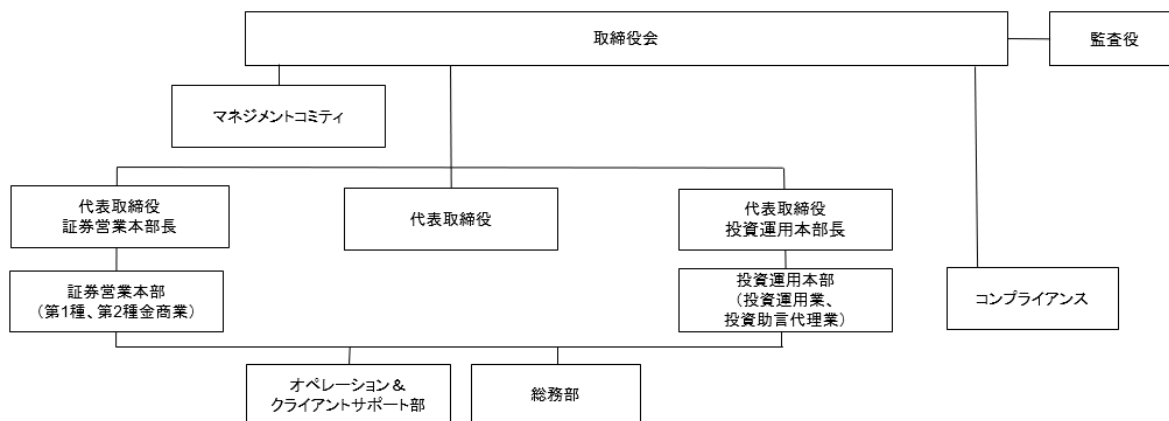
グッゲンハイム パートナーズ株式会社

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号 グッゲンハイム パートナーズ株式会社
2. 登録年月日（登録番号） 平成 27 年 2 月 16 日（関東財務局長（金商）第 2822 号）
3. 沿革及び経営の組織
 - (1) 会社の沿革

年 月	沿 革
平成 26 年 6 月	会社設立
平成 26 年 9 月	資本金を 2 億 1 千万円（資本準備金との合計額 4 億 1 千万円）に増資
平成 27 年 2 月	金融商品取引業者として登録
平成 27 年 3 月	日本証券業協会へ加入
平成 28 年 1 月	一般社団法人 日本投資顧問業協会へ加入
平成 30 年 11 月	資本金を 2 億 27 百万円（資本の額合計 4 億 44 百万円）に増資
平成 31 年 4 月	資本金を 2 億 52 百万円（資本準備金との合計額 4 億 94 百万円）に増資
令和元年 5 月	投資運用業登録
令和元年 8 月	資本金を 2 億 72 百万円（資本準備金との合計額 5 億 34 百万円）に増資
令和元年 11 月	資本金を 3 億 450 万円（資本準備金との合計額 5 億 99 百万円）に増資

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数 (株)	割合 (%)
リンクス・ジーページエイエル・ホールドコ・エルエルシー	11,980	100.00

5. 役員の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	デービッド・シー・ビーマン	有	常勤
代表取締役	ダスタン・アール・バイア	有	非常勤
代表取締役	吉村 信昭	有	常勤
取締役	マイケル・パーキンソン	無	非常勤
取締役	酒井 重人	無	常勤
監査役	門多 丈	無	常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
浅野 秀樹	証券営業コンプライアンス部長

- (2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名

氏 名	役 職 名
シン ソンヘ	ポートフォリオマネジャー

7. 業務の種別

- 第一種金融商品取引業
- 第二種金融商品取引業
- 投資運用業
- 投資助言・代理業

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本店	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア ウェストタワー13 階

9. 他に行っている事業の種類

該当ありません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

第一種金融商品取引業	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) と手続実施基本契約を締結する措置
第二種金融商品取引業	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) に個別利用登録をして利用する措置

投資助言・代理業	一般社団法人日本投資顧問業協会(特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)に業務委託)を利用する措置
投資運用業	一般社団法人日本投資顧問業協会(特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)に業務委託)を利用する措置

- 1 1. 加入する金融商品取引業協会の名称及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
 加入する金融商品取引業協会は、日本証券業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会です。
 対象事業者となる認定投資者保護団体は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) です。
- 1 2. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
 該当ありません。
- 1 3. 加入する投資者保護基金の名称
 日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期においては、年金向けビジネスとして信託銀行及び投資運用業者に対する営業、リテール向けビジネスとして投資運用業者並びに証券会社及び銀行等の販売会社への営業並びに最終投資家向けビジネスとして銀行、保険会社等機関投資家向け営業を行った。営業収益 1,171 百万円および販売費・一般管理費 1,072 百万円より、営業利益は 98 百万円、経常利益は 98 百万円となった。特別利益と特別損失の該当なく、税引前当期純利益は 98 百万円、法人税等後の当期純利益は 37 百万円となった。

2. 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	令和3年12月期	令和4年12月期	令和5年12月期
資本金	304	304	304
発行済株式総数	11,980	11,980	11,980
営業収益	1,055	1,103	1,171
(受入手数料)	1,055	1,103	1,171
((委託手数料))			
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))			
((募集・売出し・特定投資			

	令和3年12月期	令和4年12月期	令和5年12月期
家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))			
((その他の受入手数料))	1,055	1,103	1,171
((E. 海外関係会社との契約に基づく経費の107%に相当する収入))	953	971	1,031
((H. 投資運用業者との投資顧問契約に基づく受入手数料))	14	15	15
((I. 投資一任契約に基づく運用報酬))	87	117	124
(トレーディング損益)			
((株券等))			
((債券等))			
((その他))			
純営業収益	1,055	1,103	1,171
経常損益	84	92	98
当期純損益	32	37	37

(2) 有価証券引受・売買等の状況

- ① 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券上事件離島に係る物を除く。）
該当する事項はありません。
- ①-2 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。）
該当する事項はありません。
- ② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）
該当する事項はありません。
- ②-2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）
該当する事項はありません。
- ②-3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）
該当する事項はありません。

(3) その他業務の状況

該当する事項はありません。

(4) 自己資本規制比率

(単位：%、百万円)

	令和3年12月期	令和4年12月期	令和5年12月期
自己資本規制比率 (A/B × 100)	302.2%	269.0	276.5
固定化されていない自己資本 (A)	690	723	765
リスク相当額 (B)	228	268	276
市場リスク相当額			
取引先リスク相当額	8	8	9
基礎的リスク相当額	219	260	267
暗号資産等による控除額			

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

	令和3年12月期	令和4年12月期	令和5年12月期
使用人の総数	10	10	9
内外務員の総数	5	5	5

(6) 役員の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

該当ありません。

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

貸借対照表 令和4年 12月 31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金	761,273	トレーディング商品	
預託金		商品有価証券等	
顧客分別金信託		デリバティブ取引	
金融商品取引責任		約定見返勘定	
準備預託金		信用取引負債	
その他の預託金		信用取引借入金	
トレーディング商品		信用取引貸証券受入金	
商品有価証券等		有価証券担保借入金	
デリバティブ取引		有価証券貸借取引受入金	
約定見返勘定		現先取引借入金	
信用取引資産		預り金	
信用取引貸付金		顧客からの預り金	
信用取引借証券担保金		募集等受入金	
有価証券担保貸付金		その他の預り金	
借入有価証券担保金		受入保証金	
現先取引貸付金		発行日取引受入保証金	
立替金		信用取引受入保証金	
顧客への立替金		先物取引受入証拠金	
その他の立替金		有価証券引渡票受入金	
募集等払込金		その他の受入保証金	
短期差入保証金		有価証券等受入未了勘定	
発行日取引差入証拠金		受取差金勘定	
信用取引差入保証金		短期借入金	
先物取引差入証拠金		前受金	
有価証券引渡票支払金		前受収益	
その他の差入保証金		未払金	38,500
有価証券等引渡未了勘定		未払費用	
支払差金勘定		未払法人税等	40,387
短期貸付金			

GUGGENHEIM

前払金		賞与引当金	
前払費用	9,044	その他の流動負債	2,427
未収入金		流動負債計	81,315
未収収益	43,519	固定負債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		繰延税金負債	
流動資産計	813,836	退職給付引当金	
固定資産		その他の固定負債	
有形固定資産	31,706	固定負債計	
建物	20,142	引当金	
器具備品	11,564	金融商品取引責任準備金	
土地		引当金計	
無形固定資産		負債合計	81,315
のれん		(純資産の部)	
投資その他の資産	9,763	株主資本	773,990
投資有価証券		資本金	304,500
出資金		新株式申込証拠金	
長期貸付金		資本剰余金	294,500
長期差入保証金	9	資本準備金	294,500
長期前払費用		その他資本剰余金	
前払年金費用		利益剰余金	174,990
繰延税金資産	9,754	利益準備金	
その他		その他利益剰余金	174,990
貸倒引当金		積立金	
固定資産計	41,469	繰越利益剰余金	174,990
繰延資産		自己株式	
創立費		自己株式申込証拠金	
繰延資産計		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	773,990
資産合計	855,306	負債・純資産合計	855,306

貸借対照表
令和5年 12月 31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金	773,929	トレーディング商品	
預託金		商品有価証券等	
顧客分別金信託		デリバティブ取引	
金融商品取引責任		約定見返勘定	
準備預託金		信用取引負債	
その他の預託金		信用取引借入金	
トレーディング商品		信用取引貸証券受入金	
商品有価証券等		有価証券担保借入金	
デリバティブ取引		有価証券貸借取引受入金	
約定見返勘定		現先取引借入金	
信用取引資産		預り金	
信用取引貸付金		顧客からの預り金	
信用取引借証券担保金		募集等受入金	
有価証券担保貸付金		その他の預り金	
借入有価証券担保金		受入保証金	
現先取引貸付金		発行日取引受入保証金	
立替金		信用取引受入保証金	
顧客への立替金		先物取引受入証拠金	
その他の立替金		有価証券引渡票受入金	
募集等払込金		その他の受入保証金	
短期差入保証金		有価証券等受入未了勘定	
発行日取引差入証拠金		受取差金勘定	
信用取引差入保証金		短期借入金	
先物取引差入証拠金		前受金	
有価証券引渡票支払金		前受収益	
その他の差入保証金		未払金	22,286
有価証券等引渡未了勘定		未払費用	
支払差金勘定		未払法人税等	31,007
短期貸付金		賞与引当金	
前払金		その他の流動負債	4,303
前払費用	12,848	流動負債計	57,597
未収入金			

GUGGENHEIM

未 収 収 益	49,272	固 定 負 債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		繰延税金負債	
流動資産計	836,050	退職給付引当金	
固定資産		その他の固定負債	
有形固定資産	28,453	固定負債計	
建物	17,847	引当金	
器具備品	10,605	金融商品取引責任準備金	
土地		引当金計	
無形固定資産		負債合計	57,597
のれん		(純資産の部)	
投資その他の資産	4,930	株主資本	811,837
投資有価証券		資本金	304,500
出資金		新株式申込証拠金	
長期貸付金		資本剰余金	294,500
長期差入保証金	9	資本準備金	294,500
長期前払費用		その他資本剰余金	
前払年金費用		利益剰余金	212,837
繰延税金資産	4,921	利益準備金	
その他		その他利益剰余金	212,837
貸倒引当金		積立金	
固定資産計	33,383	繰越利益剰余金	212,837
繰延資産		自己株式	
創立費		自己株式申込証拠金	
繰延資産計		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		新株予約権	
		純資産合計	811,837
資産合計	869,434	負債・純資産合計	869,434

(2) 損益計算書

損益計算書

〔 令和 4年 1月 1日から
令和 4年12月 31日まで 〕

科 目	金 額	額
営 業 収 益	千円	千円
受 入 手 数 料		1,103,918
委 託 手 数 料		
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料		
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料		
その他の受入手数料	1,103,918	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
株 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
債 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
その他のトレーディング損益		
金 融 収 益		
営 業 収 益 計		1,103,918
金 融 費 用		
純 営 業 収 益		1,103,918
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,011,675
取 引 関 係 費	122,367	
人 件 費	515,864	
不 動 産 関 係 費	47,078	
事 務 費	302,096	
減 価 償 却 費	6,404	
租 税 公 課	10,478	
貸 倒 引 当 金 繰 入 れ		
そ の 他	7,385	
営 業 利 益 (又 は 営 業 損 失)		92,243
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)		92,243
特 別 利 益		
臨 時 利 益		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入		
特 別 利 益 計		
特 別 損 失 計		
有 価 証 券 評 価 減 失		
臨 時 損 失		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ		
特 別 損 失 計		

税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		92,243
法人税、住民税及び事業税		60,384
法人税等調整額		△6,027
当期純利益（又は当期純損失）		37,886

損益計算書
〔 令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで 〕

科 目	金 額	額
営 業 収 益	千円	千円
受 入 手 数 料		1,171,428
委 託 手 数 料		
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料		
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料		
その他の受入手数料	1,171,428	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
株 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
債 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益		
その他のトレーディング損益		
金 融 収 益		
営 業 収 益 計		1,171,428
金 融 費 用		
純 営 業 収 益		1,171,428
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,072,690
取 引 関 係 費	134,165	
人 件 費	565,664	
不 動 産 関 係 費	49,876	
事 務 費	298,024	
減 価 償 却 費	5,529	
租 税 公 課	10,575	
貸 倒 引 当 金 繰 入 他	8,854	
営 業 利 益 （ 又 は 営 業 損 失 ）		98,738
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）		98,738
特 別 利 益		
臨 時 利 益		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入		
特 別 利 益 計		

GUGGENHEIM

特 有 臨 金 特	別 価 証 時 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ 特 別 損 失	損 失 評 価 減 失 繰 入 れ 計	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			98,738
法人税、住民税及び事業税			56,058
法人税等調整額			4,833
当期純利益（又は当期純損失）			37,846

(3) 株主資本等変動計算書

株式資本等変動計算書
 令和4年 1月 1日から
 令和4年12月 31日まで

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金									
当期首残高	304,500	294,500		294,500			137,103	137,103		736,103						736,103
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益							37,886	37,886		37,886						37,886
自己株式の処分																
株主資本以外の項目当期変動額（純額）																
当期変動額合計							37,886	37,886		37,886						37,886
当期末残高	304,500	294,500		294,500			174,990	174,990		773,990						773,990

株式資本等変動計算書
 〔 令和5年 1月 1日から
 令和5年12月 31日まで 〕

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金									
当期首残高	304,500	294,500		294,500			174,990	174,990		773,990					773,990	
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益							37,846	37,846		37,846					37,846	
自己株式の処分																
株主資本以外の項目当期変動額（純額）																
当期変動額合計							37,846	37,846		37,846					37,846	
当期末残高	304,500	294,500		294,500			212,837	212,837		811,837					811,837	

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額 該当ありません
3. 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益 該当ありません
4. デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益 該当ありません
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無
当社はあずさ監査法人による財務監査を受けています。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 内部管理体制

金融商品取引業者には、市場仲介者としての高い公共性が求められていることを鑑み、グッゲンハイム・パートナーズ・グループでは、法令・諸規則のみならず高い倫理規範に基づき業務を行うことを行動することを誓約し、全ての役職員が各々この誓約に従い行動することを確保するため、グループ共通 行動規範を定めております。当社においては、当社自身又は当社が業務を行う際に適用されるすべての法令・諸規則を遵守することを、ポリシーとして明確にしております。すなわち、各職員の責務に係るすべての法令・諸規則の遵守は、各職員の個人としての責務であり、すべての法令・諸規則に従い、行動する必要があること、法令・諸規則に従わない職員は、グッゲンハイム・グループにおける役職、職階、雇用関係の範囲を超えて行動するものであることを明確にし、法令・諸規則の遵守のみならず、各職員は、職責の履行にあたって高い倫理規範を遵守することを求めています。

法令遵守態勢の整備は、当社にとってクリティカルな経営課題であることを認識し、法令遵守リスクの管理に係る事項は取締役会の決議事項とし、法令違反は報告事項としております。当社においては、定期的な研修を通じ、ルール of 遵守を確保・増進いたします。なお、当社では、関連する法令諸規則の遵守態勢を事前に整備することなく、新規業務に携わることはありません。

当社は、下記の点に注力することにより、内部管理体制を常に改善するよう努力いたします。

- ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付けること。
- ② 実践計画や行動規範を定期的に評価すること。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業を行う部門、コンプライアンス担当部署/担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制を確保すること。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めること。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めること。
- ⑤ 当社の内部管理体制を強化し、適正な業務の遂行に資するため、法務・コンプライアンスを担当する部長(金商法施行令第15条の4第1号に規定する者をいう。)の

機能が十分に発揮される態勢を確保し、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップを行うこと。

(2) 顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法

当社における一般顧客からの照会窓口は、当社のコンプライアンス（証券営業コンプライアンス部長 浅野 秀樹）です（以下「コンプライアンス部」と呼びます）。当社における苦情・トラブル処理は、当社社内規程「苦情・紛争処理規程」の定めるところにより、関係部署が連携して、問題とされる事実と当社における責任を明確にし、顧客の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図るものです。具体的には、顧客からの苦情等の申出は、コンプライアンス部のほか、各営業単位の所属長又は所属長が指名する者において受け付けます。

各営業単位の所属長は、顧客から苦情等の申出を受けた場合、遅滞なくコンプライアンス部に報告しなければなりません。コンプライアンス部は、速やかに各営業単位の所属長等と協力して苦情等の解決に努め適切な処置を講じます。コンプライアンス部は、苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜当社取締役会に報告します。コンプライアンス部は、苦情、紛争の性質及び内容に応じ処理にあたるべき者を指名でき、その者は、紛争調査の進捗状況、経緯、結果、紛争発生後とった処置及び今後の処理、意見等を適宜、コンプライアンス部に報告しなければなりません。

苦情等対応を統括するコンプライアンス部は、少なくとも紛争の報告に基づき次の事項を調査し、原因及び責任の所在を明確にします。

- ① 関係者
- ② 経緯
- ③ 紛争の性質及び内容（紛争の性質、紛争金額）
- ④ 損害又は賠償額（会社が負担すべき金額、見積り、社内処理の方法）
- ⑤ 求償又は回収見込み（求償相手方、方法等）

当社は、関係する顧客から提供された全ての情報を考慮し、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。なお、反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。

当社は、関係する顧客に適切に連絡することにより、それぞれの苦情に速やかに対応いたします。必要に応じ、第三者紛争処理機関に苦情の対応を支援してもらえよう、依頼する場合があります。

(3) 内部監査体制

当社においては、あらかじめ策定したグループのリスク・ベース・アプローチに基づく監査方針に基づき、コンプライアンス部が、当社及びリンクス・ホールディングス、LLCの実質的親会社であるグッゲンハイム・キャピタル、LLCの内部監査部（グッゲンハイムグループにおける、内部監査を担当する部門、「IAD」）と連携し、内部監査を行います。

以下は内部監査部（IAD）に関する説明です。

内部監査部（IAD）は、グッゲンハイム・キャピタル LLC 及びその事業部門、職能及び事業体（総称して「会社」という）のリスク管理及び制御プロセスの妥当性及び有効性

を評価することを目的とした客観的保証およびコンサルティング業務を行う独立部署である。最高内部監査責任者（Chief Internal Auditor）は、会社の監査委員会委員長に報告する義務を負う。IAD は、監査委員会が承認し、その権限と範囲を定めた IAD 基本規則に従って、活動を実施する。監査委員会は、IAD の適格性、独立性及び業績に対して責任を負う。監査委員会の基本原則に関しては、監査委員会は最高内部監査責任者の任命や解任の検証と承認を行い、毎年 IAD の基本原則を見直し承認し、また会社の年間内部監査計画（「監査計画」）を見直し、承認する。監査計画の見直しにおいて、監査委員会は IAD の責任および人員配置について協議し、また適切な場合は、計画の変更を勧告する。監査委員会は適宜、内部監察及び調査の結果を見直し、IAD の作成した重要な経営の報告書及び経営の回答及び関連決議事項の現状を含め、関連する重要な内部管理上の諸課題を最高内部監査責任者及び会社の首脳陣と協議する。

IAD の監査計画は、監査の対象となる事業部門、職能、グループまたは事業体（それぞれを「監査可能エリア」という）の特定を必要とする。監査計画は、業界標準に基づき、固有のリスク評価を各監査エリアに割り当て、その後残存リスクを導き出すための統制環境評価を重ねるリスク評価方法を適用した最良の方法で推進される。その後、監査エリアの母集団について、監査計画を導き出すために残存リスク格付けに基づき序列付けしなければならない。監査対象となる各企業における監査頻度は、事前に定められた定期性やサイクルよりもむしろリスク評価の結果に基づく。IAD はその活動について内部監査人協会（Institute of Internal Auditors）の「倫理綱領」及び「内部監査の専門職的实施の基本原則」（Core Principles for the Professional Practice of Internal Auditing）に準拠して行動する。IAD の業務は同協会の定める「内部監査の専門職的实施の国際基準」

（International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing）を指針として実施する。

各監査の結果については、監査レポートにまとめ、事業部門又は職能単位の首脳陣、グッゲンハイム・キャピタル LLC 上級首脳陣、および 監査委員会に妥当な範囲で共有する。監査報告書には、エグゼクティブ・サマリーがあり、個別の問題点、発見事項、問題点を解決するための行動計画について焦点を当てている。各行動計画には、行動責任者、その上司及び期日が記載されている。全ての活動計画は IAD が正式にトラッキング及び検証を行い、首脳陣および監査委員会宛ての、結果に関する様々なレポートが作成される。

2. 分別管理等の状況

該当事項はありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項はありません。

以 上